

設問(1)

第1 まず、Cの主張が認められるか否かを検討する。

1 債権譲渡がなされた場合、確定日付のある証書によって、譲渡人が債務者に通知をしなければ、当該債権譲渡は第三者に対抗することができない(467条2項)が、本件第一譲渡及び本件第二譲渡に関する内容証明郵便は、両者ともに確定日付のある証書であり、いずれも同時にB社のもとに配達されている。このように、債権が二重譲渡され、確定日付のある証書によって通知がなされた場合に、譲受人間相互の優先はどのようにして決まるか。

2 前提として、債権譲渡について、債務者に対する譲渡の通知を対抗要件としているのは、債権を譲り受けようとする第三者は、まず債務者に対し債権の存在ないその帰属を問わねばならないが、そのとき債務者は債権の帰属に変動がないことを表示するのが通常であり、第三者はかかる債務者の表示を信頼してその債権を譲り受けることになり、このような実情に鑑みると、債権譲渡があったことについての債務者の認識が決定的に重要となるからである。しかし、確定日付時点では、債務者は債権譲渡の事実を認識していないので、通知が債務者に到達し、債務者の認識が得られた時点が基準として判断すべきである。なお、債権譲渡の通知に確定日付が要求されるのは、後行する債権譲渡に関する当事者間で、先行する債権譲渡を害することを目的として日付を遡らせる等の行為を防止するためである。このような理由から、債権が二重譲渡された場合、譲受人間相互の優先は、確定日付の先後ではなく、確定日付のある通知が債務者に到達した時点が基準として決すべきである。

3 これと本問についてみると、本件第一譲渡及び本件第二譲渡に関する内容証明郵便は、同時にB社のもとに配達されている。このとき、CとD社の間には優先は生じない。

注釈の一覧

ページ:1

番号: 1	作成者: Kenta Higaki	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/19 23:06:15
「到達」ですね			
番号: 2	作成者: Kenta Higaki	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/19 23:07:43
内容として問題はありませんが、まずは対抗関係に立つという事実があって、対抗要件に言及するのが自然かと思います。			
番号: 3	作成者: Kenta Higaki	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/19 23:08:13
判例を意識できていて印象がよいです。			
番号: 4	作成者: Kenta Higaki	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/19 23:12:09
実情というよりも債務者に公示機能をさせるという条文の趣旨からの帰結とするべきです。			
番号: 5	作成者: Kenta Higaki	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/19 23:12:49
各理由の位置づけについても理解できています。			

第1問

4 したがって、内容証明郵便の確定日付の先後を理由とするこの主張は認められない。

第2 では、本件債権の帰属はどのような方法で決せられることになるか。

1 (1) 本件債権の譲受人であるCとD社は共に、債務者及び第三者に対する対抗要件を具備していることから、それぞれB社に対して本件債権全額の弁済を請求することから、C・D社のいずれから請求を受けたB社は、他方の譲受人に対して弁済した等の特段の事情がない限り、弁済を拒絶することはできなくなる。この考えによると、本件債権は全体としてCに帰属しているといえそうである。

(2) しかし、債権が二重譲渡され、いずれも確定日付証書により通知がなされ、さらに到達の先後が不明な場合にも、債務者による供託が認められているところ、仮にB社が本件債権に相当する金銭を供託した場合、CとD社は供託金還付請求権をそれぞれの債権額に応じて分割取得することができる。本件ではCとD社は、ともにA社に対して500万円の債権を有しているから、その分配割合は同額となる。

2 よって、本件債権は、C・D社に対して、平等な分割債権として帰属する。

設問(2)

1 まず、D社が採用し得る法律上の手段としては何かあるか。

2 設問(1)で検討したように、本件第一譲渡及び本件第二譲渡に関する内容証明郵便が、いずれも同時にB社のもとに配達されている以上、D社は本件債権全額の弁済を受けることは困難である。このとき、本件第二譲渡に基づいてD社が弁済を受けられるようにするためには、本件第一譲渡が無効であるという主張をすればよい。

したがって、D社がかかる主張を行うに当たって、詐害行為取消権(92条)を採用し得る。

3 詐害行為取消権が成立するためには、①被保全債権が存在すること、②①の発生效后、債務者が自己の財産権を目的とする法律行為をしたこと、③②の法律行為が

- 番号: 1 作成者: Kenta Higaki タイトル: ノート注釈 日付: 2021/01/19 23:20:20
代物弁済に関する規範立てが意識できていますが、③と④が相関関係に立つことは明示する必要があります。
- 番号: 2 作成者: Kenta Higaki タイトル: ノート注釈 日付: 2021/01/19 23:21:34
このような事実は直接的に問題文にありましたか。
- 番号: 3 作成者: Kenta Higaki タイトル: ノート注釈 日付: 2021/01/19 23:21:13
②～③につき要件の理解が誤っています。

第
問

取消債権者を増やすこと、④債務者が⑤を知っていたこと、⑤受益者または転得者か
②の法律行為または転得の時点で債権者を害すべき事実を知っていたことが必要となる。
4(1) これを本問についてみると、本件基本契約に基づいて発生する2019年10月分の売買代金
債権500万円が、本件第一譲渡における被保全債権となっている(①充足)。
(2) 本件債権の発生後、A社は、Cに対して本件第一譲渡を行っている。本件第一譲渡
は、A社がCに対して負担する債務の弁済として行われているので、代物弁済(知2条)
としての意義を有する。ここで、債務超過の状態にある債務者が、他の債務者を
害することも知りながら特定の債権者と通謀し、当該債権者から優先的に
債権の満足を得させる意図のもと、債務の弁済に代えて第三者に対する自己の
債権を譲渡したときは、代物弁済(知2条)となり得ること。本件では、
甲の製造に要する費用を捻出することすら困難となっていたA社は、D社による債権
回収が困難となる(③充足)ことを知りながら(④充足)、Cと通謀して、Cが優先的に
債権の満足を得られることを意図して、債務の弁済に代えて本件第一譲渡を行って
いる。このことから、本件第一譲渡は詐害行為に当たる(②充足)。
(3) また受益者であるCもまた、本件第一譲渡がなされた時点で、D社による債権
回収が困難なることを知っていた(⑤充足)。
5 よて、D社による詐害行為取消権の主張は認められる。

第 2 問

- 1 Aによる法定地上権(388条)の主張は認められるか。
- 2 法定地上権が成立するためには、①抵当権設定時に土地の上に建物が存在すること、
②土地と建物とが同一の所有者に帰属すること、③土地・建物の一方または双方に抵当権
3 が設定されたこと、④競売の結果、土地と建物の所有者が異なるに至ったことが必要となる。
- 3 これを本問についてみると、甲土地と両建物は、いずれもAの所有物である(②充足)。
また、甲に対しては、B銀行が債権者とする第一順位の抵当権設定登記がなされている(③充足)。
さらに、B銀行による競売の結果、Cが甲を競落したため、丙は所有者が異なる(④充足)。
- 4 (1) ここで、B銀行が共同抵当権の設定を受けた時点で甲土地上に建てられていたのは
5 乙建物であつたが、その後乙は取り壊されて、B銀行が甲について担保不動産競売
6 を行つた時点では丙が建てられていたという経緯がある。しかも、丙については、Aの
7 所有権保存登記が経由されているにすぎず、抵当権は設定されていない。このことから
8 Cからは、丙は、甲の抵当権設定時に存在していなかった建物であるから、要件①を
9 充足せず、法定地上権は成立しないという反論が提出されると考えられる。
- 10 このCの反論は妥当か。
- 11 (2) そもそも、土地及び地上建物に共同抵当権が設定された場合、抵当権者は、
12 土地及び建物全体の担保価値を把握しているから、抵当権の設定された建物が存続
13 する限りは、当該建物のために法定地上権が成立することを許容している。これに対し、
14 建物が取り壊されたときは、土地について法定地上権の制約のない更地としての
15 担保価値を把握しようとするのが、抵当権設定当事者の合理的な意思である。仮に、
16 抵当権が設定されていない新建物のために法定地上権の成立を認めるとすれば、
17 抵当権者は、当初は土地全体の価値を把握していたのに、その担保価値が法定
18 地上権の価額相当の価値だけ減少した土地の価格は限定されることになって、
19 不測の損害を被る結果となり、抵当権設定当事者の合理的な意思に反する。このことから、

（第2問）

所有者が土地及び地上建物に共同抵当権を設定した後、地上建物が取壊され、
新たな建物が再築された場合には、新建物のために法定地上権は成立しないのが
原則である。これに対して、(a)新建物が土地の所有者と同一であり、かつ、
(b)新建物が建築された時点での土地の抵当権者が新建物について土地の抵当権
と同順位の共同抵当権の設定を受けた等の特段の事情がある場合には、例外的に、
新建物のために法定地上権が成立する。
(3) これを本問についてみると、両建物の所有者はAであり、甲土地の所有者と同一である(a)を要。
しかし、両が建築された時点で、抵当権者Bは両について、甲土地と同じ第一順位の
共同抵当権の設定を受けていないため、(b)は充足しない。
(4) したがって、丙のために法定地上権が例外的に成立し得る特段の事情は存在しない。
5 以上より、丙のために法定地上権は成立しないので、Aの主張は認められない。□

以上